本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。
二千十一年三月十日にジャカルタで
インドネシア共和国
外務省アジア・太平洋・
アフリカ総局長代行
ロニー・P・ユリアントロ
在インドネシア共和国
日本国特命全権大使　塩尻孝二郎閣下

○外務省告示第百三十一号

平成二十三年三月二十二日にキガリで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　一億九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　畑中邦夫在ルワンダ大使
ルワンダ側　ルイーズ・ムシキワボ外務・協力大臣
平成二十三年四月四日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百三十二号

平成二十三年三月二十二日にキガリで、変電及び配電網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　変電及び配電網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十四億五千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年二月二十八日まで
4　署名者
日本側　畑中邦夫在ルワンダ大使
ルワンダ側　ルイーズ・ムシキワボ外務・協力大臣
平成二十三年四月四日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百三十三号

平成二十三年三月二十二日にキガリで、ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　四千万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年八月三十一日まで
4　署名者
日本側　畑中邦夫在ルワンダ大使
ルワンダ側　ルイーズ・ムシキワボ外務・協力大臣
平成二十三年四月四日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百三十四号

平成二十三年三月二十三日にラバトで、高アトラス地域における洪水予警報システム構築計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　高アトラス地域における洪水予警報システム構築計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億八千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年一月三十一日まで
4　署名者
日本側　柳谷俊範在モロッコ大使
モロッコ側　アブデルクビール・ザウードゥ水利・環境担当国務長官
平成二十三年四月四日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百三十五号

平成二十三年三月二十三日にサンホセで、コスタリカ大学日本語学習機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコスタリカ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　コスタリカ大学日本語学習機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　四千五百六十万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年七月三十一日まで
4　署名者
日本側　並木芳治在コスタリカ大使
コスタリカ側　レネ・カストロ外務・宗務大臣
平成二十三年四月四日
外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第百三十六号

平成二十三年三月二十三日にフナフティで、ツバル政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がツバル政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　一億円
3　署名者
日本側　吉澤裕在ツバル大使
ツバル側　カウセア・ナタノ副首相兼運輸・通信・公共事業大臣
平成二十三年四月四日
外務大臣　松本　剛明

○厚生労働省告示第百三十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年三月二十三日付けで次の者の同法第三十二条第一項に規定する業務を行う者としての指定を取り消したので、同法第三十六条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十三年四月四日
厚生労働大臣　細川　律夫
一　名称　社団法人福岡県高齢者能力活用センター
二　住所　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号
三　事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目九番地二十八号

○経済産業省告示第八十九号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十二条の規定に基づき、認証の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき告示する。
平成二十三年四月四日
経済産業大臣　海江田万里
一　登録認証機関の名称　社団法人日本下水道協会
二　変更しようとする事務所の名称　社団法人日本下水道協会　検査・ＪＩＳ登録認証センター
三　変更事項

事項	変更前	変更後
所在地	東京都千代田区大手町2丁目6番2号 日本ビル	東京都千代田区内神田2丁目10番12号 内神田すいすいビル

○国土交通省告示第三百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年四月四日
国土交通大臣　大畠　章宏
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
舟ヶ宇都川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地（昭和三十二年建設省告示第百三十九号で指定した土地の区域を除く。）
鹿児島県鹿児島市犬迫町
一二二八番七から一二二八番一一まで
一二二八番一三から一二二八番一八まで
一二二八番二二

○国土交通省告示第三百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十三年四月四日
国土交通大臣　大畠　章宏
一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西地上北川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県高松市塩江町安原上
字川西　一号　二六三番一
二七二番一地先道路敷　二号
二七二番一　三号
二七二番一　四号
一五三八番二　五号
一五三六番一